

## 鳥取県告示第 589 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 7 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

東伯郡湯梨浜町大字別所字三ノ赤細818の10、字アカン原1091、1092、1094の3、大字方面字隠子谷110の1、字龍名111の1、111の2、111の5、字大連112から125まで、127、128、字掘田谷133から135まで、138、139、140の1、140の2、字三井ヶ平152の1、152の2、字屋敷153、字梶屋谷327、字矢名ヶ谷333の1、333の2

### 2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### 3 変更後の指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字別所字三ノ赤細818の10

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、東郷町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び湯梨浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）